

徳島県告示第二百三十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定の全部の効力を次のとおり停止した。

令和五年五月十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	停止の内容	停止の期間
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社t—style	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 ヴィラ眉山A一六号室	ヘルパーステーションらんまん	徳島市西二軒屋町二丁目三九番四 ヴィラ眉山A二一七号室	訪問介護	指定の全部の効力の停止	令和五年五月三十一日から同年十一月三十日まで